

マージン率等に係る情報提供

株式会社ソフト
許可番号 派16-300173

令和7年度の情報提供項目を公開いたします。
なお、マージン率は、以下の計算式で算出しております。

マージン率 =

労働者派遣料金 - 派遣労働者の賃金

労働者派遣料金

(小数点第2位を四捨五入)

1. 派遣労働者の数

8 名
2. 派遣先の数

4 社
3. 労働者派遣料金

40,328 円 (1日8時間当たりの平均額)
4. 派遣労働者の賃金

25,618 円 (1日8時間当たりの平均額)
5. マージン率

36.5 %

※ マージン率には以下項目を含んでおります。

・ 法定福利費（社会保険料、労働保険料の事業主負担分）

・ 退職給付費用（退職金原資の外部積立分）

・ 福利厚生費（有給休暇等の賃金負担分、定期健康診断受診料等）

・ 教育訓練費

・ 会社運営費（管理部門人件費、採用活動費等）

・ 諸経費（事務所・社宅賃料、旅費交通費、通信費等）

・ 営業利益 等
6. 教育訓練に関する事項

・ ビジネス基礎研修

・ IT基礎研修

・ プログラミング基礎研修

・ フォローアップ研修 等
7. 福利厚生に関する事項

・ 慶弔休暇、慶弔見舞金

・ 定期健康診断（年齢により法定項目を上回る内容での受診が可能）

・ 資格取得褒賞金

・ 永年勤続表彰

・ 各種親睦行事費用補助 等
8. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している

協定の対象となる派遣労働者の範囲

...情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員

協定の有効期間の終期

…令和9年5月31日